

原発訴訟における 立証責任転換論とは

世の中、「わかりやすい」こと流行りですが、今回テーマ「立証責任転換論」は、極めて理解に難しい内容です。ですから「わかりやすさ」を求めている方にはあまり参加をお奨めできません。

しかし、原発裁判における「立証責任転換論」は裁判の死命を決するほど重要な問題です。ぜひご理解いただいて、世の中の常識として周りの方々に広めていただきたいと思います。

えっ？「全然むつかしくないよ。原発が安全であることを立証するのは原子力事業者であり、住民側が、原発が危険であることの立証責任を負わない、ということだろ。むつかしいどころか当たり前のことじゃないか。」ですって？ま、そういわれれば、そうなんですけど…。

講師

弁護士 井戸 謙一 氏

(伊方原発広島裁判仮処分 代理人弁護士)

開催日時

2022年 2月24日 木

(接続開始 13:45) 14:00 ~ 16:00

ZOOM アドレス

申込
不要

ミーティング ID: 886 7190 5633

パスコード: 666969

※先着 100 名様までになります。

※お名前の表示をお願いします。



弁護士 井戸謙一氏
プロフィール

1954 年大阪府生まれ。1975 年司法試験に合格。1979 年 4 月 9 日、神戸地方裁判所に判事補として任官。裁判長として、住民基本台帳ネットワークシステム差止等請求事件や志賀原子力発電所 2 号原子炉運転差止請求事件など数々の著名事件の判決に関与。2011 年 3 月 31 日退官。退官後、井戸謙一法律事務所を設立、弁護士活動を開始。

【主催】伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203
E-mail: saiban_office@hiroshima-net.org
URL: https://saiban.hiroshima-net.org

090-7372-4608

